

【児童発達支援利用料金】

利用料金は、次表のとおりです。

厚生労働省の定める単位数 × 10.96円 = 利用料金

基本報酬	
利用料	医療的ケア非該当： 9,699円
	医療的ケア区分1： 17,009円
	医療的ケア区分2： 20,659円
	医療的ケア区分3： 31,619円
利用者負担額	上記利用料の1割

〈提供するサービスの料金とその利用者負担額について〉

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限額が設定され、利用料の1割と負担上限額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合には、負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細は、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

【加算項目】

①事業所がとっている体制により、次表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
1. 児童指導員等加配加算	専門職員等 2,049円 児童指導員等 1,348円 その他の従業員 986円	左記の1割	支援の質の確保を図るため、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合、利用1日につき加算。
2. 専門的支援加算	専門職員等 2,049円 児童指導員等 1,348円	左記の1割	専門的支援を必要とする利用者のために、専門職を配置している場合、利用1日につき加算。

②事業所がとった対応の内容により、次表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
1. 家庭連携加算	1時間未満 2,049円 1時間以上 3,068円	左記の 1割	利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合。月4回まで加算。
2. 事業所内相談支援加算	(Ⅰ)個別 2,049円 (Ⅱ)グループ 876円	左記の 1割	事業所等において、利用者と家族等に個別の相談援助またはグループ面談を行った場合。それぞれ月1回まで加算。
3. 利用者負担上限管理加算	1,644円	左記の 1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合。
4. 欠席時対応加算	1030円	左記の 1割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合。月4回まで加算。
5. 特別支援加算	591円	左記の 1割	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または心理指導担当職員、看護師または視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、機能訓練または心理指導を行った場合、利用1日につき加算。
1. 強度行動障がい児支援加算	1,698円	左記の 1割	強度行動障がい支援者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障がいを有する利用者に対して支援を行った場合、利用1日につき加算。
7. 個別サポート加算(Ⅰ)	1,096円	左記の 1割	ケアニーズの高い利用者(指標該当児)に支援を行った場合、利用1日につき加算。

8. 送迎加算	591円	左記の 1割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算。
9. 延長支援加算	1時間未満 668円 1～2時間未満 1,008円 2時間以上 1,348円	左記の 1割	運営規定に定められた営業時間(8時間以上の場合に限る)を超えてサービスを利用した場合、1日につき加算。
10. 関係機関連携加算	2,192円	左記の 1割	小学校等の関係機関と連携して個別支援計画の作成に係る会議の開催および日程の連絡調整や、就職前の就業予定先との連絡調整および相談援助を行った場合、1日につき加算。
11. 保育・教育等移行支援加算	5,480円	左記の 1割	通所支援事業所を退所して放課後児童クラブ等に通うことになった場合。

※なお、実際の毎月の利用者負担額は、端数により若干上記金額と変わることがあります。